

事 務 連 絡
令和8年8月12日

都道府県薬剤師会事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会
総務部 会計・厚生課

「令和8年熊本地震義援金募集について」の一部訂正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年熊本地震義援金募集については、令和8年8月3日付け日薬発第140号にてお知らせしたところですが、下記について訂正がございました。

業務ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、貴会会員にご周知並びにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、JPA 文書管理ネット及び本会ホームページについては、訂正後文書に差し替え済みであることを申し添えます。

記

- ・2ページ目：以下、取消線の箇所を削除。

○義援金の税法上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。

個人の方は寄附金控除（所得控除、~~または税額控除~~）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入が可能です。

- ・2ページ目：以下、赤字の箇所を追記。

※貴会が会員様等の義援金をとりまとめて本会に送金される場合の領収年月日は、本会口座に着金した年月日となります。~~貴会でとりまとめて送金される際には、お手数ですが、入金の内訳（寄附者名、寄附金額等）をメールで送付をお願いいたします。~~

以上